

下野市景観計画

《概要版》



令和4年3月

下野市

下野市景観計画

序章 計画の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本市は、鬼怒川、田川、姿川等の河川が流れ、平坦で優良な農地や平地林が広がり、豊かな自然環境に恵まれています。

また、下野薬師寺跡や下野国分寺・国分尼寺跡などの史跡とともに、日光街道の宿場町として往時の面影を残す小金井一里塚、慈眼寺や開雲寺など多くの歴史的景観を有しています。

一方で、市の骨格となるJR宇都宮線の3駅（小金井駅・自治医大駅・石橋駅）周辺や国道4号・国道352号など主要幹線道路沿道に市街地が形成され、特に自治医大駅周辺は居住環境の整った良好な市街地が形成されています。

現在においては、経済性や効率性を追い求めるだけでなく、心を豊かにする美しく心地よい環境づくりが求められており、先人から守り受け継がれてきた本市の景観を次世代に継承しつつ、これらを活かした景観づくりを進めていくことが必要とされています。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成を進めるための総合的な指針として、『下野市景観計画』を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、景観法に基づく法定計画として定められ、本市の良好な景観形成に関する総合的な計画です。策定にあたっては、次のとおり上位計画及び分野別の関連計画との整合性を図ります。

また、景観法及び景観計画の施行に関する委任事項や本市の景観形成を推進していく上で必要となる事項を定めた、景観条例を制定します。

1 景観計画区域

(1) 景観計画区域

下野市全域において、一定の基準により建築物等の誘導を進めることにより良好な景観を形成する必要があることから、景観計画区域は下野市全域とします。

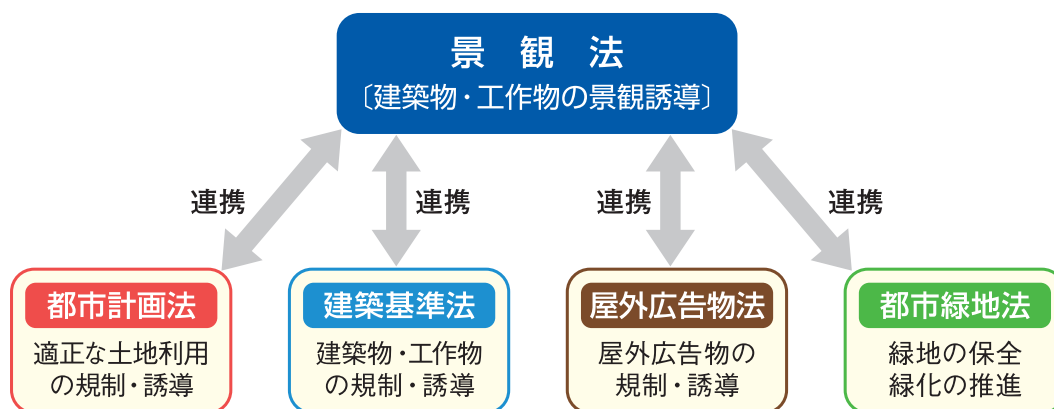
(2) 景観形成重点区域

下野市全域を景観計画区域として緩やかに景観誘導を図るとともに、市民や事業者等との協働により、地域の特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき区域として景観形成重点区域を指定するものとします。

- 特徴ある景観や地域のシンボルとなっている景観を有する地域
- 新たな魅力ある景観の創出を目指す地域
- 市民や事業者の発意により、継続的に景観づくりを進める地域

(3) 他法令との関係

良好な景観形成を積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけでなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法、建築基準法等、関連する法令との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。



(4) 市民・事業者・行政の基本的役割

魅力ある景観を形成するためには、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップを形成し、それぞれの立場での役割と責務を果たしていくことが必要となります。次に、それぞれの基本的な役割を示します。

市民の役割

- 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めます。
- 市民は、行政が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に協力します。

事業者の役割

- 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら積極的に努めます。
- 事業者は、行政が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に協力します。

行政の役割

- 行政は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 行政は、良好な景観形成に向けて、市民や事業者を支援・誘導し、市民主体の景観まちづくりの実現に努めます。
- 行政は、道路、公園、広場その他の公共施設の整備を行うにあたって、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めます。

2 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観づくりの基本的考え方

本市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置し、都心から約85km圏にあり、首都圏の一端を構成しています。市域の東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差のあまりない、古来より平坦で優良な農地や平地林が広がり、その背景には日光連山や筑波山などの市域を越えた山並みの眺望もあり、豊かな自然景観に恵まれています。

また、古墳時代から飛鳥・奈良時代にかけての東国を代表する寺院であった下野薬師寺跡や下野国分寺・国分尼寺跡などの史跡とともに、日光街道の宿場町として往時の面影を残す小金井一里塚、慈眼寺や開雲寺など多くの歴史的景観を有しています。

一方、市の骨格となるJR宇都宮線の3駅(小金井駅・自治医大駅・石橋駅)周辺や国道4号・国道352号など主要幹線道路沿道に市街地が形成され、特に自治医大駅周辺は居住環境の整った良好な市街地が形成されています。

本市の景観づくりの将来像は、市民、事業者、行政が協働し、豊かな自然や先人が築いた歴史・文化を守り活かしながら、その上に、暮らしの場として魅力的で誇りを持てるまちを創り、次世代へ引き継ぐこととします。

将来像

人・自然・文化が織りなす風土を 未来へつなぐ 下野市

(2) 景観形成の基本目標

【関連するSDGsの目標】

基本目標 1 地域の特性を活かした個性のある景観づくり



それぞれの地域における景観づくりのあり方、場所に合った景観の見せ方、活かし方などについて検討し、個性のある景観づくりを進めます。

基本目標 2 次世代へつなぐ継続的な景観づくり



積極的に普及啓発を図り、地域の将来を担う子供たちの理解と愛着が深まるように努めていきます。

基本目標 3 市民・事業者・行政の協働による景観づくり



市民・事業者・行政が景観づくりの将来像を共有し、景観づくりに主体的な関わりを持ち、協働による景観づくりを進めます。

※ SDGs との結びつきを示すため、基本目標の考え方と関連する主な目標のアイコンを掲載しています。

(3) 景観構造別の景観形成方針

① 面的景観

田園景観ゾーン

- 農地・集落の土地利用区分を保持し、広がりのある田園景観を守ります。
- 平地林、屋敷林の荒廃や耕作放棄地の発生防止など、農林業振興施策と連携し、適切な土地の維持管理を誘導します。
- 新たな工作物や屋外広告物の設置はできるだけ避け、建築物の建替えなどの際には、集落内および周辺の農地との調和に配慮するよう誘導します。
- 古墳など歴史・文化的景観資源の適切な維持管理に努めるとともに、周辺の建築物や工作物の適切な景観誘導により、魅力ある景観を創出します。

住宅地景観ゾーン

- 良好な住宅地景観の維持保全のため、建築物や工作物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などが周辺景観と調和するよう誘導します。
- 住宅等の敷地や外構の緑化、花植え、空き家・空地の適正管理と利活用など、緑豊かなうるおいある空間づくりの促進とともに、魅力ある歩道、遊歩道の維持・創出などを図ります。
- 屋外広告物はできるだけ設置しないようにし、設置する場合は一定の秩序をもって掲出するよう努めます。

商業地景観ゾーン

- 商店街や沿道商業地における建築物の改修などを促進し、魅力ある街並み景観の創出に努めるとともに、ストリートファニチャーの設置や魅力ある歩道、遊歩道の維持・創出などが集まる工夫を行い、活性化を図ります。
- 建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などは、周囲の街並み景観との調和に配慮するよう誘導します。
- 空店舗や空地の有効活用や緑化の推進により、うるおいのある景観を創出します。

工業地景観ゾーン

- 工業団地等では緩衝緑地や団地内緑地の適切な維持管理に努めるとともに、緑化の推進を図ります。
- 工業団地内の建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などは、周囲の田園景観や住宅地景観との調和に配慮するよう誘導します。

② 線的景観

交通景観軸：北関東自動車道、新4号国道、国道4号、国道352号、主要地方道栃木二宮線、主要地方道羽生田上蒲生線、主要地方道宇都宮結城線、主要地方道鹿沼下野線、主要地方道小山壬生線、県道結城石橋線、県道下野壬生線、県道下野二宮線、県道自治医大停車場線、県道小山下野線、県道小金井結城線、東北新幹線、JR宇都宮線

- 景観の軸となる道路、鉄道などの周辺では、街並み景観や田園景観に調和するよう建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などに配慮します。
- 歩道橋などの構造物や占用工作物は、周辺の街並み景観や田園景観と調和した形態・意匠や色彩などに配慮します。
- 道路や鉄道が良好な視点となる場合は、視点の場としての整備や管理に努めます。

河川景観軸：姿川、田川、江川、新川、武名瀬川、鬼怒川等

- 河川堤防や堰などの構造物や占用工作物は、河川周辺の環境と調和した景観の形成を図ります。
- 河川堤防や橋梁などの眺望点となる場合は、散策路などの視点場の確保や、うるおいを感じられる良好な河川の維持管理に努めます。

③ 点的景観

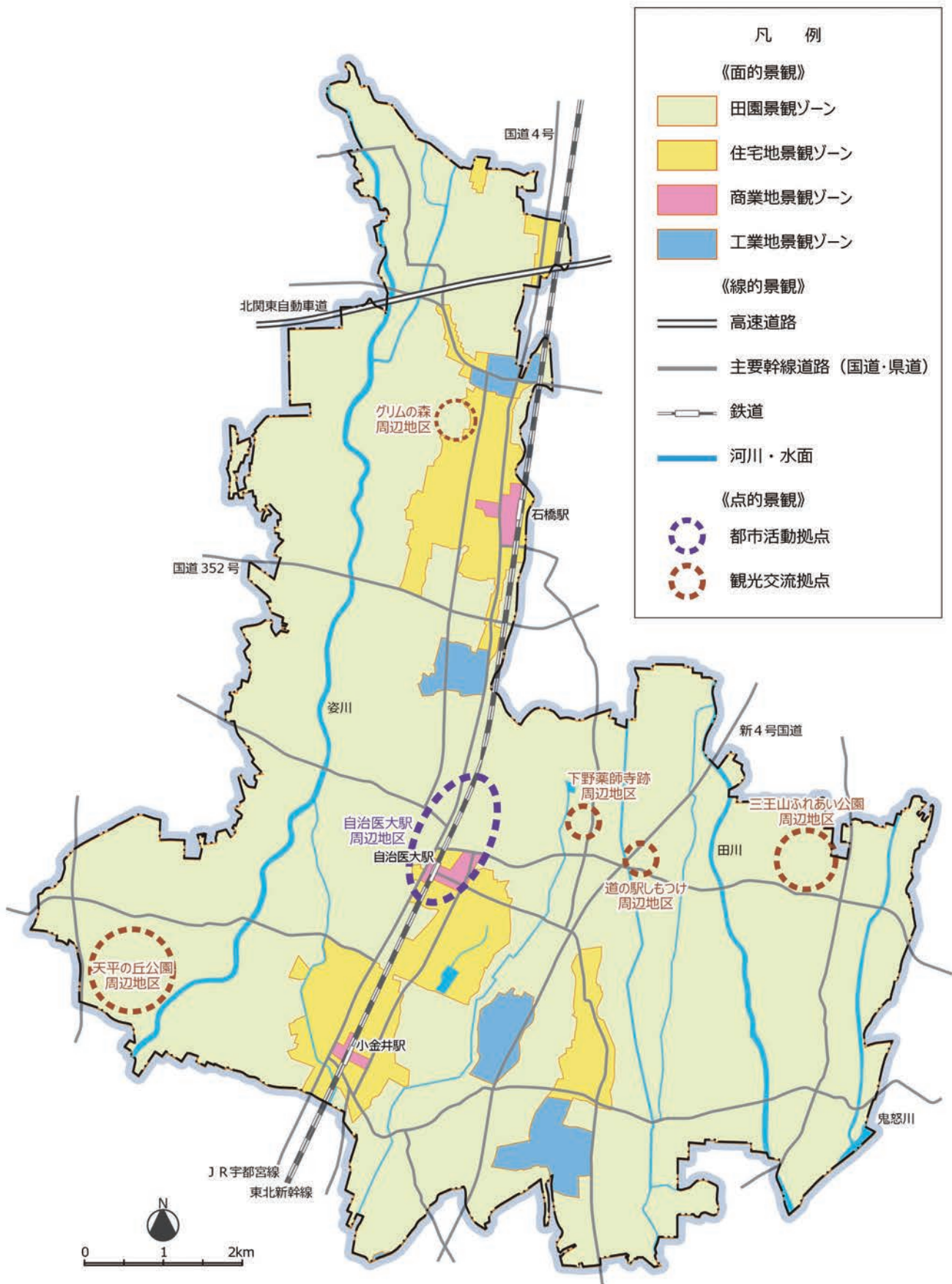
都市活動拠点

- 本市の玄関口となる自治医大駅周辺を都市活動拠点とし、建築物や工作物、屋外広告物について、配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などに配慮し、本市の顔にふさわしい魅力的な景観づくりに努めます。

観光交流拠点

- 本市の歴史・文化を感じさせる「下野薬師寺跡周辺地区」、下野国分寺・国分尼寺跡地など史跡や平地林を活かした「天平の丘周辺地区」、三王山古墳や平地林を活かした「三王山ふれあい公園周辺地区」、新4号国道沿線の「道の駅しもつけ周辺地区」、雑木林を活かした公園とドイツをイメージして造られた建物からなる「グリムの森」を観光交流拠点とし、地区の特性や周辺景観と調和するよう建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模・高さ、形態・意匠、色彩及び素材などに配慮します。
- 特に「下野薬師寺跡周辺地区」及び「天平の丘周辺地区」は、下野市歴史的風致維持向上計画において重点区域に指定されていることから、歴史的建造物の保存・活用、良好な景観の保全・整備等を推進し、歴史的風致の維持向上を図ります。
- 見られる対象(視対象)となる景観資源がある場合には、良好な眺めに配慮した景観の形成に努めます。

【景観構造図】



3 良好な景観形成のための行為の制限

(1) 建築物等の行為の制限の考え方

良好な景観は、市民・事業者・行政にとって共有のかけがえのない財産です。良好な景観を保全・継承し、新たに創出していくためには、みんながその重要性を深く理解し、将来像や景観形成の基本目標に基づき、建築物の建築などの景観形成に関わるすべての行為について、配慮することが大切だと考えます。

このため、それぞれが共有する配慮事項として景観形成基準を定めます。

特に、景観形成に影響を与える一定規模の行為に対しては、景観法に基づく届出を義務付けます。

建築物の建築など景観形成に関わるすべての行為 (届出対象行為に該当しない行為)

景観形成の基本目標、景観構造別の景観形成方針及び景観形成基準(行為の制限)に基づき、良好な景観形成のため配慮に努めます。

一定規模の行為(届出対象行為)

下野市景観計画及び下野市景観条例に基づく届出により、良好な景観形成を行います。

(2) 景観形成の基本目標

① 届出対象行為(景観法第16条第1項第1号から第3号まで)

下野市では、下野市景観条例に基づき、周辺景観に大きな影響を与える一定規模以上の行為(大規模行為)は、景観法に基づく届出の前に、事前協議を行うものとします。

この事前協議制度は、景観形成の基本目標や景観構造別の景観形成方針等の内容を計画の早期段階から計画に反映していただくことで、景観法に基づく届出を円滑に進めるため実施するものです。

② 特定届出対象行為(景観法第17条第1項)

特定届出対象行為については、届出対象行為のうち「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」とします。

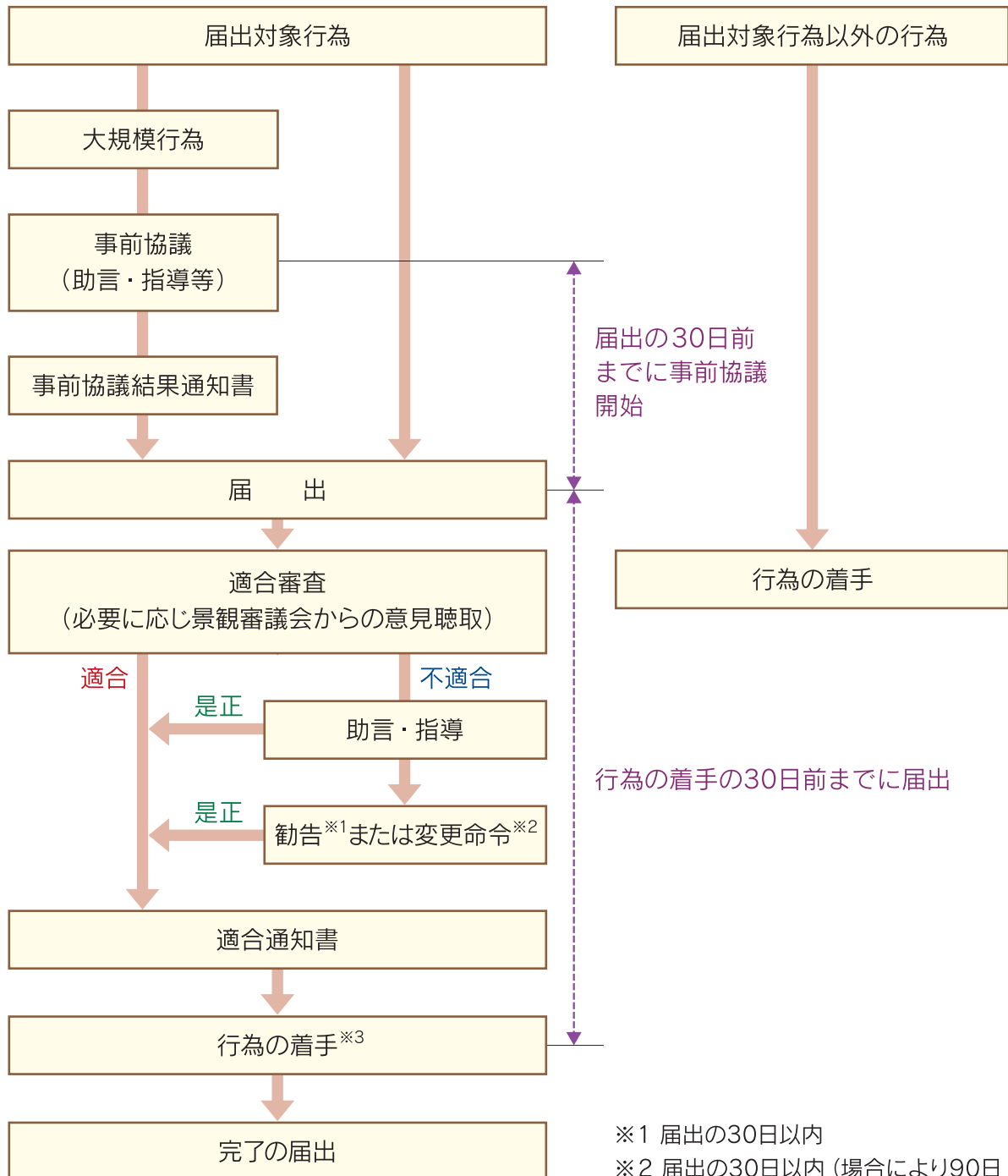
【届出対象行為】

行為の種類	届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)	備考	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 [景観法第16条第1項第1号]	高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	特定届出対象行為 [景観法第17条第1項]	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 [景観法第16条第1項第2号]	① さく、塀、垣(生垣を除く)、擁壁等	高さ3mを超えるもの	高さ5mを超えるもの	特定届出対象行為 [景観法第17条第1項]
	② 煙突、排気塔等 ③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④ 記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤ 高架水槽、冷却塔等 ⑥ 広告塔、広告板等 ⑦ 彫像、記念碑等	高さ10mを超えるもの	高さ15mを超えるもの	
	⑧ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ15mを超えるもの	高さ20mを超えるもの	
	⑨ 観覧車、メリーゴーラウンド等の遊戯施設 ⑩ アスファルトプラント等の製造施設 ⑪ ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設 ⑫ 自動車車庫の用に供する施設 ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	高さ10m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
	⑭ 再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	高さ2mを超えるもの又は区域面積500㎡を超えるもの	高さ5mを超えるもの又は区域面積5,000㎡を超えるもの	
都市計画法で規定する開発行為 [景観法第16条第1項第3号]	区域面積10,000㎡を超えるもの	—		

(3) 届出等手続きの流れ

大規模届出対象の行為者は、下野市景観条例に基づき事前協議を行う必要があります。事前協議は、景観法に基づく届出の30日前までに開始するものとします。

【行為の届出手続きの流れ】※大規模行為のみ事前協議を実施する



- ※1 届出の30日以内
- ※2 届出の30日以内 (場合により90日を超えない範囲で延長可能)
- ※3 届出から30日経過後、または適合通知書受理後

(4) 景観形成基準

① 共通事項

区分	景観形成基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。 ● 景観法(平成16年法律第110号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。 ● 見る位置(視点場)と見られる対象(視対象)との関係を考慮した景観形成に努めること。

② 建築物

区分	景観形成基準	ゾーン区分			
		田園	住宅地	商業地	工業地
位置及び規模	● 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。(大規模行為限定)	●	●	●	●
	● 山稜の近傍にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。(大規模行為限定)	●	●	●	●
	● 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。(大規模行為限定)	●	●	●	●
	● 建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。(大規模行為限定)	●	●	●	●
	● 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	●	●	●	●
	● 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	※	※	※	※
形態及び意匠	● 建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。	●	●	●	●
	● 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	●	●	●	●
	● 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。(大規模行為限定)	●	●	●	●
	● 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	◎	◎	◎	◎
色彩	● 周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。	●	●	●	●
	● 地域の特性に配慮した色彩とすること。	●	●	●	●
材料	● 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	◎	◎	◎	◎
	● 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	◎	◎	◎	◎

●：良好な景観づくりのために遵守する項目

◎：良好な景観づくりのために努力する項目

※：より良好な景観づくりのために配慮する項目

区分	景観形成基準	ゾーン区分			
		田園	住宅地	商業地	工業地
敷地の緑化	●敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	●	◎	◎	●
	●緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。	●	●	●	●
	●樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	●	●	●	●
その他	●敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。(大規模行為限定)	●	●	●	●
	●屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。	◎	◎	◎	◎
	●工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事堀等により、できる限り修景の工夫をすること。(大規模行為限定)	◎	◎	◎	◎
	●建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	●	●	●	●
	●建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	※	※	※	※

③ 工作物

区分	景観形成基準	ゾーン区分			
		田園	住宅地	商業地	工業地
位置及び規模	●地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。(大規模行為限定)	●	●	●	●
	●山稜の近傍にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。(大規模行為限定)	●	●	●	●
	●道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。(大規模行為限定)	●	●	●	●
	●歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	●	●	●	●
	●水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	※	※	※	※
形態及び意匠	●周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	●	●	●	●
	●歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	●	●	●	●
色彩	●地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。	●	●	●	●

区分	景観形成基準	ゾーン区分			
		田園	住宅地	商業地	工業地
材料	● 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	◎	◎	◎	◎
	● 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	◎	◎	◎	◎
敷地の緑化	● 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	●	●	●	●
	● 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。	●	●	●	●
	● 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	●	●	●	●
その他	● 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。	●	●	●	●
	● 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。(大規模行為限定)	◎	◎	◎	◎
	● 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	●	●	●	●
	● 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	※	※	※	※
	● 太陽光パネルは、位置や規模、形態、意匠、色彩、光沢、反射など周辺環境に配慮すること。	●	●	●	●

④ 開発行為

区分	景観形成基準	ゾーン区分			
		田園	住宅地	商業地	工業地
土地の形状及び緑化	● 長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。	●	●	●	●
	● のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。	●	●	●	●
	● 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	●	●	●	●
その他	● 優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。	●	●	●	●

- ：良好な景観づくりのために遵守する項目
- ◎：良好な景観づくりのために努力する項目
- ※：より良好な景観づくりのために配慮する項目

4 良好な景観の形成に関する事項

(1) 景観重要建造物の指定の方針

指定方針 1: 地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない建造物を指定します。

指定方針 2: 地域の歴史や文化を伝え、特徴的な意匠が見られる建造物を指定します。

指定方針 3: 地域の人々に親しまれている建造物を指定します。



(2) 景観重要樹木の指定の方針

指定方針 1: 地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない樹木を指定します。

指定方針 2: 地域の歴史や文化を伝え、特徴的な樹姿が見られる樹木を指定します。

指定方針 3: 地域の人々に親しまれている樹木を指定します。



(3) 景観重要公共施設の整備の方針

整備方針 1: 公共施設の形態・意匠は、周辺環境との調和に配慮し、周辺景観と一体となったデザインとします。

整備方針 2: 公共施設の色彩は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基本とします。

整備方針 3: 公共施設の敷地内は、花や樹木による緑化を推進し、潤いのある公共施設空間を創出します。



(4) 屋外広告物について

現在本市では、栃木県屋外広告物条例（昭和39年10月1日 栃木県条例第64号）に基づき、屋外広告物の表示・掲出等について規制を行っていますが、本市の様々な景観資源や良好な眺望点の周辺は、景観特性に配慮した、よりきめ細かい規制・誘導を図り、地域の特性や実状に応じた取組を推進していく必要があります。そのため、将来的には、本計画及び屋外広告物法に基づく市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

(5) 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について

現在、本市では、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的として栃木県が策定した「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づき、一定の規制が行われています。

本市は、景観形成の基本方針を推進するため、一定規模以上の太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設を、届出対象行為及び景観形成基準に位置づけることとしました。

5 景観づくりの推進方策

(1) 景観づくりの進め方

現在の景観を維持しつつ、更に良好な景観形成を推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれに対応するのではなく、本市の景観の価値や本計画の景観づくりの基本理念等を共有したうえで、個々の役割にもとづき可能なところから着実に進めていく必要があります。

そのため、本市の景観づくりは、市民・事業者・行政が本計画の基本理念のもと、協働により推進していくこととします。

① 市民の役割

- 下野市景観計画をはじめとする景観施策の認識・理解
- 自己の建築物等の景観的配慮や敷地内における環境美化・緑化
- 景観づくりの場や機会への参加
- ルールづくりなど、主体的な景観づくりに向けた取組の実践

② 事業者の役割

- 下野市景観計画をはじめとする景観施策の認識・理解
- 自己の建築物等の景観的配慮や敷地内における環境美化・緑化
- 景観づくりの場や機会への参加
- 景観的に配慮した事業等の推進

③ 行政の役割

- 下野市景観計画をはじめとする景観施策の普及・啓発
- 市民・事業者の景観に対する意識向上のためのPR活動
- 景観づくりについて学ぶ場や機会の提供
- 市民・事業者の景観に関する活動の支援
- 公共施設などにおける民間のモデルとなる魅力的な景観の創出
- 教育機関と連携した景観づくり教育の実践

(2) 景観づくりの推進方策

① 景観に関する意識の啓発

- 景観づくりに関するPRや情報発信
- 景観に関する学習の場の提供
- 優れた景観形成に対する表彰制度

② 自発的な景観まちづくりの促進

- 補助事業の活用
- 人材の育成
- 景観まちづくり団体の認定・支援

③ 景観に関わる体制や仕組の構築

- 景観計画及び景観条例の効果的な運用
- 景観審議会を設置
- 地区計画等の他法令制度の運用
- 屋外広告物条例の検討
- 景観形成重点区域の指定
- 庁内における連絡調整体制の構築

④ 他計画との連携及び整合

本市では「歴史的風致維持向上計画」や「観光振興計画」など既に様々な計画が策定されており、これらの計画の中には本市の景観づくりに関わる事項も示されています。これらの計画を実施する際には、本計画の基本理念や基本方針等との整合を図りながら、庁内はもとより、市民や事業者と協働・連携しながら景観まちづくりを推進していきます。

⑤ 計画の見直し

景観計画は、本市の良好な景観の形成に関する方針を示すことで、まちづくりの質を高めるものです。時代に合う、より良い計画とするため、随時検証・見直しを行います。

下野市 建設水道部 都市計画課

〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地

電話：0285-32-8909（都市計画課直通）

F A X：0285-32-8612

E - m a i l：toshikeikaku@city.shimotsuke.lg.jp

下野市HP：http://www.city.shimotsuke.lg.jp